

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）（第七条関係）

改正案	現行
<p>（調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一 第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段（自己株式（連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する自己株式をいう。第二十九条第二項において同じ。）に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに第十条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする。</p>	<p>（調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。</p> <p>一 第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段（自己株式（連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する自己株式をいう。第二十九条第二項において同じ。）に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（令第四条の二第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。）であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに第十条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする。</p>

(出資等のエクスポージャー)

第七十六条 第五十六条から前条までの規定にかかわらず、令第四
 第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー
 のリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第七十六条の二 標準的手法採用行が国際統一基準行である場合に
 つては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等
 の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営利を
 目的とする者に限り、その他金融機関等(連結自己資本比率(第二
 条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。)
 を算出する場合にあっては第八条第八項第一号に規定するその他金
 融機関等をいい、単体自己資本比率(第十四条に規定する単体自己
 資本比率をいう。以下この条において同じ。))を算出する場合にあ
 つては第二十条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。
)を除く。)に係る出資(令第四條第六項第三号に規定する出資を
 いう。次条第一項において同じ。)(次項及び第百七十八條の二に
 おいて「対象出資」という。)のうち重要な出資に係る十五パーセ
 ント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二條第
 三号の算式における総自己資本の額(この条及び第百七十八條の二
 の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同

(出資等のエクスポージャー)

第七十六条 第五十六条から前条までの規定にかかわらず、令第四
 第四項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー
 のリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第七十六条の二 標準的手法採用行が国際統一基準行である場合に
 つては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等
 の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営利を
 目的とする者に限り、その他金融機関等(連結自己資本比率(第二
 条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。)
 を算出する場合にあっては第八条第八項第一号に規定するその他金
 融機関等をいい、単体自己資本比率(第十四条に規定する単体自己
 資本比率をいう。以下この条において同じ。))を算出する場合にあ
 つては第二十条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。
)を除く。)に係る出資(令第四條第四項第三号に規定する出資を
 いう。次条第一項において同じ。)(次項及び第百七十八條の二に
 おいて「対象出資」という。)のうち重要な出資に係る十五パーセ
 ント基準額(連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二條第
 三号の算式における総自己資本の額(この条及び第百七十八條の二
 の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同

じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三号の算式における総自己資本の額(この条及び第七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第七十八条の二第一項において同じ。)を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2
(略)

じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三号の算式における総自己資本の額(この条及び第七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第七十八条の二第一項において同じ。)を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2
(略)